

性犯罪・性暴力被害者支援交付金

資料5-1

《内閣府男女共同参画局》

平成31年度予算額 210百万円
(平成30年度予算額 187百万円)

目的

- 政府では、行政が関与する「性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センター」(以下「支援センター」という。)の設置を促進しており、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、平成32年までに各都道府県に最低1か所の成果目標を設定し、平成30年度中までに達成したところ。(H30. 10. 2現在 47都道府県)
- 本交付金は、支援センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、都道府県による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図ることを目的とする。
- 平成29年度より実施。

概要

- ◆ 交付先：都道府県
- ◆ 対象経費：都道府県が負担した ①相談センターの運営費等※、②被害者の医療費等
※【新】拠点病院の整備・促進に要する経費、SNS等を活用した相談方法の検討に要する経費を追加
【拡】24時間365日運営に要する経費を拡充
- ◆ 交付率：対象経費の1/2(「被害者の医療費等」は1/3)

事業スキーム

